

○小山市中小企業伴走支援型経営安定資金融資期間の延長に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、厳しい経営環境にある市内中小企業者及び中小企業団体（以下「中小企業者等」という。）に対して、小山市中小企業伴走支援型経営安定資金融資要領（以下「融資要領」という。）で定める融資期間の延長を図り、円滑な資金繰りを支援することにより、中小企業者等の再生、経営基盤の安定を期し、市内経済の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「信用保険法」という。）第2条第1項第1号、第2号、第5号又は第6号のいずれかに該当する者をいう。
- (2) 中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する事業協同組合、企業組合、協業組合又は商工組合で、かつ、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種を営む者をいう。
- (3) 保証協会 栃木県信用保証協会をいう。
- (4) 融資振興会 小山市中小企業融資振興会をいう。
- (5) 取扱金融機関 資金の融資を取り扱う金融機関として市長が指定したものをいう。

(対象資金)

第3条 対象資金は、融資要領に定める伴走支援型経営安定資金とする。

(対象者)

第4条 この要領に基づく申し込み時点において、対象資金の融資を受けている者（以下「既往債務者」という。）であって、当該融資の実行時の融資要領に定める融資期間を超えて融資期間の延長を申し込む者とする。なお、融資要領に定める融資期間内の条件変更については、従前と同様の取扱とする。

(融資期間の延長)

第5条 延長できる融資期間は5年を限度とし、取扱金融機関及び保証協会の双方が認めた期間とする。

(返済方法)

第6条 返済方法は、取扱金融機関及び保証協会が認めた方法で変更できるものとする。

(申込手続)

第7条 融資期間の延長を申し込もうとする者は、融資期間延長申込書(別記様式)に市税の納税証明書(未納がない旨の証明)、事業許可書の写し(許認可業種の場合)及び返済計画他融資期間の延長を審査する上で必要であると指定する書類を添えて、取扱金融機関を経由し融資振興会に申し込むものとする。

(報告)

第8条 取扱金融機関は、毎月10日までに前月分の融資期間の延長に係る保証条件変更申込書の写しの提出により、融資振興会を経由して市長に報告しなければならない。

(調査等)

第9条 市長は、この内規に基づく融資期間の延長について、特に必要があると認めるときは、既往債務者又は取扱金融機関に対して、調査・指導を行うことができる。

(要領の遵守)

第10条 取扱金融機関、保証協会及び既往債務者は、この要領を遵守しなければならない。

(期限前償還)

第11条 取扱金融機関は、既往債務者が要領に違反した場合は、市長に協議の上、既往債務について償還期限前に当該資金の全部又は一部の償還を求めることができる。

(契約)

第12条 市長は、保証協会及び取扱金融機関と資金の融資に関する契約を締結するものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(別記様式)

年 月 日

融資期間延長申込書

小 山 市 長 様
(商業観光課扱い)

申込人

取扱金融機関名

下記のとおり融資期間の延長を申し込みます。

記

1. 申込人の概要

住 所			
企 業 名 号 又 は 商 号		代 表 者 名 氏 名 又 は 氏 名	
業 種	主たる 業 種		従たる 業 種
資 本 金			
従 業 員 数	常 用 人	臨 時 人	計 人

2. 融資期間延長の内容

資 金 名			
当 初 融 資 額	千 円	融 資 実 行 日	年 月 日
当 初 貸 付 期 間 () 据 置 期 間	年 月 () 月	返 済 方 法	
現 在 の 融 資 残 高	千 円	条 件 変 更 予 定 日	年 月 日
変 更 理 由			
変 更 後 貸 付 期 間 () 据 置 期 間	年 月 () 月	返 済 方 法	
保 証 番 号			
備 考			